

2023年11月8日現在

以下のとおり、誤りがございました。ここにお詫びとともに訂正させていただきます。

【問題】

頁・行	誤	正
P46 問題 45	1. 0円 2. 254,500円 3. 272,000円 4. 316,375円	1. 0円 2. 245,000円 3. 254,500円 4. 316,375円 ※問題 46 は全員正解といたします

【解答】

頁・行	誤	正
P26 問題 45 陳列ケースについても特例を適用することを考慮しておりませんでした。	<p>(設問C) 正解 2 減価償却費</p> <p>(1) 電子計算機 (損金不算入額)</p> $210,000 \text{円} - 87,500 \text{円}^* = 122,500 \text{円}$ $^* 210,000 \text{円} \times 0.500 \times \frac{10}{12} = 87,500 \text{円}$ <p>少額減価償却資産の特例の限度額である年間 300 万円未満に達するまでの 14 台分 (2,940,000 円) は少額減価償却資産として全額損金とし、残りの 1 台分 (210,000 円) については、通常償却を行う。</p> <p>(2) 陳列ケース (損金不算入額)</p> $198,000 \text{円} - 66,000 \text{円}^* = 132,000 \text{円}$ $^* 198,000 \text{円} \times \frac{12}{36} = 66,000 \text{円}$ <p>通常償却を行うこともできるが、取得価額が 20 万円未満であることから、一括償却資産として取り扱った方が有利である。</p> <p>(3) 損金不算入額</p> $(1) + (2) = 254,500 \text{円}$	<p>(設問C) 正解 2 減価償却費</p> <p><u>少額減価償却資産の特例の適用については、次の2つの選択が考えられる。</u></p> <p>(1) <u>電子計算機について少額減価償却資産の特例を優先的に適用する場合</u></p> <p>① 電子計算機 (損金不算入額)</p> $210,000 \text{円} - 87,500 \text{円}^* = 122,500 \text{円}$ $^* 210,000 \text{円} \times 0.500 \times \frac{10}{12} = 87,500 \text{円}$ <p>少額減価償却資産の特例の限度額である年間300万円に達するまでの 14 台分 (2,940,000 円) は少額減価償却資産として全額損金とし、残りの 1 台分 (210,000 円) については、通常償却を行う。なお、少額減価償却資産から除外した 1 台分については取得価額が20万円未満であることから、一括償却資産として取り扱うこともできるが通常償却を行った方が</p>

有利である。

- ② 陳列ケース（損金不算入額）

$$198,000円 - 60,000円※ = 132,000円$$

$$※ \quad 198,000円 \times \frac{12}{36} = 66,000円$$

通常償却を行うこともできるが、一括償却資産として取り扱った方が有利である。

- ③ 損金不算入額

$$① + ② = 254,500円$$

(2) 陳列ケースについても少額減価償却資産の特例を適用する場合

- ① 電子計算機（損金不算入額）

$$210,000円 \times 2台 - 175,000円※ = 245,000円$$

$$※ \quad 210,000円 \times 2台 \times 0.500 \times \frac{10}{12} = 175,000円$$

陳列ケースについても少額減価償却資産の特例を適用した場合には、電子計算機につき、陳列ケースと合わせて、少額減価償却資産の特例の限度額である年間300万円に達するまでの13台分（2,730,000円）は少額減価償却資産として全額損金とし、残りの2台分（420,000円）については、通常償却を行う。なお、少額減価償却資産から除外した2台分については取得価額が20万円未満であることから、一括償却資産として取り扱うこともできるが通常償却を行った方が有利である。

- ② 陳列ケース（損金不算入額）

$$198,000円 - 198,000円※ = 0円$$

※ 少額減価償却資産として、全額が損金算入される。

- ③ 損金不算入額

$$③ \quad ① + ② = 245,000円$$

- (3) (1) > (2) ∴ 245,000円

「当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算する」旨の指示があるため、損金不算入額が少ない方を選択することになる。

正誤・改正の最新情報はマイページ掲載いたします。

(TAC WEB SCHOOL よりマイページ登録をお願いいたします。)